

フランス政府、2021年改正財政法案を発表

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

エグゼクティブサマリー

2020年6月2日、フランス閣僚評議会に2021年改正財政法の第一次草案(法案)が提出されました。当該法案は、今後数週間にわたりフランス議会で審議される予定となっており、修正される可能性があります。

このアラートでは、当該法案の法人税関連の主な規定をまとめています。今回の法案では、税務上の欠損金繰戻しの条件を一時的に緩和することが提案されています。

詳細解説

フランス税法第220条により、法人税の課税対象となる企業は、ある事業年度に生じた税務上の欠損金について、一定の条件のもと繰戻しを選択し、100万ユーロまで前事業年度の課税所得と相殺することができます¹。この制度により、繰戻額に現行の法人税標準税率を乗じた額を、以後5年間の法人税額から控除し、残額がある場合は5年目の年度末に還付されます。

COVID-19パンデミックの影響を受けた企業の財務状況を改善するため、当該法案では2020年6月30日から2021年6月30日までの間に終了する事業年度に発生した税務上の欠損金については、例外的に繰戻しを過去3事業年度について認め、限度額を定めずに課税所得と相殺することが提案されています(上記現行制度における条件に加えて、連結納税の場合や現行制度に基づいて、既にその年度の欠損金繰戻しを選択している場合など、いくつか特別な条件があります)。対応する税額控除額を算定する法人税率は、2022年1月1日以降に開始する事業年度に適用される税率、すなわち通常25%となります。

この新しい政策による例外的繰戻し制度を利用するかを選択は、2021年6月30日終了事業年度の確定申告書の提出期限まで²、当該選択対象年度の次年度の法人税最終納付までに行わなければならないとされています。

巻末注

1. ある年度に発生した税務上の欠損金は、標準法人税率で法人税が課せられ前年度の未処分利益で、法人税が納付された所得とのみ相殺することができます。
2. 2021年9月30日

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎
太田 光範

パートナー
アソシエートパートナー

ichiro.suto@jp.ey.com
mitsunori.ota@ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-tax をご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210624

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp